

第三期特定健康診査等実施計画

丸井健康保険組合

最終更新日：平成 31 年 03 月 09 日

特定健康診査等実施計画（平成30年度～平成35年度）

基本的な考え方（任意）

高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、被保険者および被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査（特定健康診査）およびその結果により健康の保持に努める必要があるものに対する保健指導（特定保健指導）を実施する。

達成しようとする目標／特定健康診査等の対象者数

		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	
特定健康診査実施率	計画値※1	全体	5,487 / 6,005 = 91.4 %	5,555 / 6,053 = 91.8 %	5,561 / 6,032 = 92.2 %	5,618 / 6,066 = 92.6 %	5,739 / 6,181 = 92.8 %	5,823 / 6,258 = 93.0 %
		被保険者	4,492 / 4,584 = 98.0 %	4,563 / 4,656 = 98.0 %	4,590 / 4,684 = 98.0 %	4,666 / 4,761 = 98.0 %	4,758 / 4,855 = 98.0 %	4,814 / 4,912 = 98.0 %
		被扶養者※3	995 / 1,421 = 70.0 %	992 / 1,397 = 71.0 %	971 / 1,348 = 72.0 %	953 / 1,305 = 73.0 %	981 / 1,326 = 74.0 %	1,010 / 1,346 = 75.0 %
	実績値※1	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被保険者	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被扶養者※3	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
特定保健指導実施率	計画値※2	全体	387 / 694 = 55.8 %	409 / 703 = 58.2 %	427 / 705 = 60.6 %	450 / 714 = 63.0 %	476 / 729 = 65.3 %	499 / 739 = 67.5 %
		動機付け支援	196 / 351 = 55.8 %	206 / 355 = 58.0 %	215 / 356 = 60.4 %	227 / 360 = 63.1 %	240 / 368 = 65.2 %	252 / 373 = 67.6 %
		積極的支援	191 / 343 = 55.7 %	203 / 348 = 58.3 %	212 / 349 = 60.7 %	223 / 354 = 63.0 %	236 / 361 = 65.4 %	247 / 366 = 67.5 %
	実績値※2	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		動機付け支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		積極的支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %

※1）特定健康診査の（実施者数）／（対象者数）

※2）特定保健指導の（実施者数）／（対象者数）

※3）特定健診の対象となる被扶養者数には、強制被扶養者、任意継続被扶養者、特例退職被扶養者、任意継続被保険者、特例退職被保険者を含めてください。

目標に対する考え方（任意）

【特定健康診査】

・平成35年度における特定健康診査の実施率を93%（被保険者98%・被扶養者75%）とする

【特定保健指導】

・平成35年度における特定保健指導の実施率を67%（被保険者70%・被扶養者45%）とする

特定健康診査等の実施方法（任意）

【特定健康診査】

<実施場所>

- ①事業主より受託して実施する定期健康診断実施会場および定期健康診断委託医療機関
- ②当健康保険組合および委託する医療機関で実施する人間ドック
- ③被扶養者・任意継続者においては、受診促進を行う委託機関からの案内により、かかりつけの医療機関において特定健診を実施できる場合は、そこでの受診も可とする。
- ④被扶養者・任意継続者においては、委託する医療機関が実施する「巡回レディース健診」。

<実施項目>

「標準的な健診・保険指導プログラム」に記載されている健診項目とする。

<実施時期>

実施時期は通年とする

<個人負担>

個人負担は無料とする。ただし、規定の実施項目以外を受診した場合はその費用は個人負担とする。

【特定保健指導】

- ・被保険者については、当健保会館で実施
- ・被保険者が遠隔地にいる場合および被扶養者等、当健保での利用が困難である場合は、「標準的な健診・保健指導プログラム」の考え方に基づき、アウトソーシングする。

個人情報の保護

丸井健康保険組合個人情報管理規定を遵守する。

当健康保険組合および委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

当健康保険組合のデータ管理者は、常務理事とする。また、データの利用者は当組合の役職員（業務を委託された派遣従事者含む）に限る。

外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、機関紙やホームページに記載する。

また、当計画については、毎年、理事会・組合会において見直しを検討する。目標と大きくかけ離れた場合、その必要性がある場合には見直しこととする。

その他（特定健康診査等実施計画の評価及び見直しの内容等）

当健康保険組合に所属する医師・保健師・管理栄養士・看護師等については、特定健診・特定保健指導等の実践育成のための研修に随時参加させる。

